

1. 開会 深浦会長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、「令和6年度第2回長崎地方最低賃金審議会」を開催します。</p> <p>当初委員の出欠状況につきまして事務局から報告をお願いします。</p>
池田指導官	<p>出欠状況報告の前に、事務局よりご連絡がございます。</p> <p>本審議会開催前に皆様にお配りしました1枚の様式ですが、こちらは、本審議会資料の差し替えになります。</p> <p>324ページの、資料26、日本民主青年同盟長崎県委員会様の要請書です。お差し替えのほど、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、出欠状況報告に移ります。</p> <p>現在、委員総数15名のうち、公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員5名、合計15名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
深浦会長	<p>改めまして、皆様、本日は本当に暑い中、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>さて、本日は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、長崎労働局長から諮問を受けるということにしております。</p> <p>また、ご存じと思いますが、7月25日、中央最低賃金審議会の目安の答申がなされましたので、その内容の伝達を行います。</p> <p>また、本日、最低賃金法第25条第5項の規定に基づきまして、参考人意見聴取ですけれども、「郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部」、「日本民主青年同盟長崎県委員会」、「長崎県労働組合総連合」からそれぞれ意見書の提出、それから審議会の場での意見陳述の要望がありました。前回、第1回本審で検討しましたとおり、その必要があるということで、意見聴取の場を設けております。</p> <p>それから、審議会の公開ですけれども、運営規定第6条第1項但し書き、ここで「個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、あるいは率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合、これは、会長の中で会議を非公開とすることができる。」ということで、今回の参考人聴取につきましては、参考人の方(かた)からも「公開して差し替えない。」との意見をいただきましたので、会長判断ということで、公開ということで取り扱いたいと思います。</p> <p>参考人意見聴取を行った後にですね、7月16日に実施しました事業場</p>

	<p>実地視察の結果報告を公労使の各代表委員から行っていただくこととしておりますけれども、報告の内容に視察事業場の機微な情報が含まれると判断されますので、会長判断として、「非公開」という取扱いとさせていただきます。</p> <p>また、本審議会の終了後は、引き続き、第1回専門部会が開催されます。</p> <p>本日から実質的な審議ということになります。委員の皆様には、慎重かつ円滑な審議が出来ますように、また、できましたら全会一致の結論が得られますように、ご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、本日の審議会の議事録の確認につきましては、公益委員は私、労働者側委員は種村委員、そして使用者側委員は峯下委員をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>池田指導官</p>	<p>ただいま深浦会長からご説明がありましたとおり、議題(6)の「事業場実地視察結果報告」は非公開となりますので、議題(5)「参考人意見聴取について」の終了後、傍聴の方、記者の方にはご退席をお願いすることになりますので、よろしく願います。</p> <p>なお、本会議の後に開催されます長崎地方最低賃金審議会第1回専門部会を傍聴される方におかれましては、6階会議室を控室として準備しておりますので、そちらでお待ちいただくこととなります。専門部会開催前にお声かけいたしますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>2. 議題 (1) 長崎県 特定最低賃 金の改正決 定の必要性 の有無につ いて(諮問) 深浦会長</p>	<p>それでは早速、議事に入ります。議題(1)の「長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無(諮問)」につきましてです。事務局から改正の申出内容等の説明をお願いします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>長崎県におきましては、ご承知のとおり「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、及び「船舶製造・修理業、船用機関製造業」の3業種につきまして、特定最低賃金が設定されております。</p> <p>本年度におきましても、最低賃金法第15条第1項の規定に基づきまして、3業種それぞれの関係労働組合から、特定最低賃金の改正の申出が</p>

	<p>労働局長あてなされたところです。</p> <p>申出書の内容につきましては、資料の33ページから37ページまでの資料番号2-1、2-2、2-3に添付しているとおりでございます。</p> <p>改正の申出につきましては、3業種いずれも要件「労働協約ケースにおいては、当該労働協約が基幹的労働者の概ね3分の1以上の者に適用されているか、公正競争ケースにおいては、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者の合意によって行われているかどうか。」の条件を満たしていることを確認して、受理いたしましたことを、ご報告申し上げます。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>ただ今、事務局から、3業種とも定量的要件を満たしているということでの説明がありましたけれども、ご質問等はございませんか。</p> <p><質問なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>よろしいですね。</p> <p>それでは、特定最低賃金の改正の申出についての要件を確認したということで、労働局長から、改正決定の必要性の有無について諮問を受けることとしたいと思います。</p> <p>事務局は準備をお願いします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>それでは、ただ今から、労働局長より諮問をさせていただきます。</p> <p>なお、撮影していただいて差し支えありませんが、中央には入らないようお願いいたします。</p> <p><室長が局長へ諮問文を渡す></p> <p><会長と局長が会場中央へ移動し向き合う></p> <p><局長が諮問文を読み上げる></p>
<p>倉永局長</p>	<p>長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問します。</p> <p>令和6年7月1日付けをもって、申出代表者「日本基幹産業労働組合連合会 長崎県本部委員長 中川俊紀 様」から、「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」及び「長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」について、また、同年7月1日付けをもって、申出代表者「全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 西九州地方協議会 長崎地域協議会議長 長田徳幸様」から、「長崎県電子部</p>

	<p>品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、最低賃金法第15条第1項の規定に基づく、改正決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求めます。長崎労働局長 倉永圭介</p> <p><局長より会長へ諮問文を手渡す></p>
<p>山本室長</p>	<p>ただ今、諮問させていただきました「諮問文」の写しを、今から皆様方のお手元にお配りしますので、しばらくお待ちください。</p> <p><諮問文の写しを各委員及び傍聴人へ配付></p>
<p>深浦会長</p>	<p>ただ今、諮問をいただきましたので、特定最低賃金3業種に係る改正決定の必要性の有無につきまして、今後審議を行うこととなります。</p> <p>第1回本審により、「特定最低賃金の改正の必要性の有無については、関係労使の意見を十分把握した上で審議を行い、本審議会において全会一致の決議に至るよう努める。」という申し合わせを行っておりますので、これに従いまして議論を深めていく必要がございます。</p> <p>具体的には、地域別最低賃金が結審した後の本審におきまして、審議することとなりますが、審議日程につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>特定最低賃金の改正の必要性の審議につきましては、時間を確保し、充実した審議を尽くしていただくため、8月21日に予定しています第4回本審において参考人意見聴取を実施し、必要性の審議を行ったうえで、続く第5回本審で引き続きご審議のうえ答申をいただく予定にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>繰り返しますと、第4回本審、8月21日ですね、ここで参考人意見聴取を行って、必要性審議を行うとして、第5回本審で引き続き審議して答申をするといった日程案になっておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p><意見なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、特定最低賃金3業種に係る改正決定の必要性の審議時間の確保につきましては、事務局のほうにまた暫時調整をお願いすることといたしまして、十分な審議を尽くしたうえで第5回本審で答申を行うことにいたします。</p>

<p>峯下委員</p>	<p>よろしいでしょうか。使用者側委員の峯下です。念のためですが、昨年と同じことがあったんですが、要は、地域別最低賃金が決まった上で特定最低賃金を決めるということですよ。したがって、地域別最低賃金が決まらなかった場合は、異議審がありますから、それとの絡みをはっきりさせてください。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>はい。異議審について、事務局いかがでしょうか。異議審があった場合にはその後になるのでしょうか。地域別最低賃金が決まるまでは、特定最低賃金の審議は始められないということにはなります。</p>
<p>山本室長</p>	<p>はい。そのとおりです。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>峯下委員からの質問は、8月6日もしくは8月16日に地域別最低賃金を決めた後に異議審が行われた場合の取扱いですね。確かにそうです。考え方としては、当然、異議申出が出た場合はそれを終わらせないことには次に進めないということになりますので、事務局はその点を検討してください。</p>
<p>山本室長</p>	<p>承知しました。</p>
<p>(2) 長崎県最低賃金専門部会委員の任命、及び今後の審議日程について</p>	
<p>深浦会長</p>	<p>次は、議題(2)です。「長崎県最低賃金専門部会委員の任命」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>資料としましては、資料39ページ、資料番号3に令和6年度の専門部会委員名簿を添付しておりますので、ご覧ください。 長崎地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者につきましては、7月1日から7月22日まで推薦公示を行いまして、労働者側団体から3名、使用者側団体から3名の推薦があり、名簿に記載されておりますとおり、公・労・使各3名ずつ、合計9名の委員の皆様方につきまして、長崎労</p>

	<p>働局長から任命をさせていただいたところです。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>専門部会委員の皆様には、辞令を机上に配付しておりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>ところで、審議会令第6条第7項の規定に「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されておりますけれども、専門部会開催後、本審を開催することができますと、その際に廃止の審議を行うこともできますが、専門部会で結審し、引き続き本審で答申となった後に、異議の申し出がなかった場合は、本審（異議審）を開催する必要がなくなりますので、本審での廃止の審議ができないということとなります。</p> <p>従いまして、専門部会の廃止の取扱いにつきまして、事前にご審議をお願いできればと思います。</p>
深浦会長	<p>はい。まず、専門部会の委員の皆様、辞令のほうのご確認をお願いいたします。</p> <p>それから、ただいまの件ですけれども、専門部会は、当然この本審で設置されますので、任務が終わったところでこの本審において解散、廃止ということになります。</p> <p>したがって、本来であればどこかのタイミングで本審を開くということになってしまうのですけれども、異議の申出があれば、ということですね。</p> <p>異議の申出がなされなかった場合は、本審を開くということは今のところ予定していませんので、異議の申出があればですね、異議審をやって、そこで任務が終わるということでもいいんですけど、異議の申出がなかった時には本審は今のところ予定しておりません。したがって、その場合においては、いずれにしても異議審の申出に対する対応が終了したタイミングで専門部会を廃止するという形を取るのが現実的ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。</p>
各委員	〈異議なし〉
深浦会長	<p>はい。それでは、専門部会は、異議の申出に関する対応が終了した時点で廃止をする、ということにしたいと思います。</p> <p>次に、「今後の審議日程」につきまして、引き続き事務局から説明をお願いします。</p>
山本室長	今後の審議日程について説明いたします。

	<p>本日、この審議会に引き続きまして、第1回目の長崎県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>第2回専門部会は、明日8月2日(金)9時30分から、第3回専門部会は5日(月)9時30分から開催する予定としております。</p> <p>開催場所は、何れも8階会議室を予定しております。</p> <p>また、5日の専門部会で結論を得られた場合は、速やかに、第3回の本審を開催しまして、答申をいただきたいと思っておりますので、8月2日開催の第2回専門部会での審議状況につきましては、本審の委員の皆様方に情報提供を行い、第3回本審の開催時間等について調整を行わせていただきますので、委員の皆様方におかれましては、ご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、5日の専門部会において結論が得られない場合は、その後に予定しております、第3回の本審は開催できないこととなりますので、8月6日(火)13時30分から専門部会を開催し、結論が出た場合は、8月16日(金)17時30分から第3回本審を開催したいと考えております。また、8月6日(火)の専門部会において結論が出ない場合については、8月16日(金)17時30分から専門部会を開催し、結論を得た後に引き続き、当日第3回本審を開催したいと考えております。</p>
深浦会長	<p>はい。これまでも何回かは言っておりますが、改めまして、先ほどの日程につきまして、何かご質問、ご意見などございませんでしょうか。</p>
	<p>〈質問等なし〉</p>
深浦会長	<p>質問等なければ、次にまいります。</p> <p>それでは、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいかとは思いますが、今後の日程調整等について、格段のご協力をよろしくお願いいたします。</p>
(3) 中央最低賃金審議会 の目安答申について 深浦会長	<p>それでは、この後、議題(3)の「中央最低賃金審議会が目安答申について」の議事に入っていきわけですが、中央最低賃金審議会の藤村(ふじむら)会長より、昨年引き続きビデオメッセージが届いておりますので、まず、議事に入る前に視聴いただきたいと思っております。</p> <p>このビデオメッセージが届けられました趣旨等につきまして、簡単に事務局よりご紹介ください。</p>

山本室長	<p>去る7月25日中央最低賃金審議会において、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申がなされました。</p> <p>この目安につきましては、中央最低賃金審議会が令和5年4月6日にとりまとめられた「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを中央最低賃金審議会の事務局に対し要望がなされたことを踏まえまして、目安の位置づけや目安が示された考え方やポイントを地方最低賃金審議会の委員に直接伝達することを目的として、中央最低賃金審議会会長によるビデオメッセージが令和5年度に引き続き撮影されたもの、ということになります。</p> <p>目安の詳細については、後ほど議題(3)「中央最低賃金審議会の目安答申について」においてあらためて説明しますが、お手元の資料1ページ、資料番号1「中央最低賃金審議会目安答申」を参考にしながら、ビデオメッセージをご視聴いただきたいと思います。なお、放映時間は、約17分になりますので、よろしくお願いいたします。</p>
深浦会長	<p>それでは、ビデオメッセージを視聴いただきたいと思います。</p>
<p><令和6年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申(令和6年7月25日)を踏まえた地方最低賃金審議会委員への会長メッセージ放映></p>	<p>皆さんこんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。</p> <p>今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。</p> <p>これは、令和5年4月6日にとりまとめられました、目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付けのその趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員みなさんに確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。</p> <p>これを受け、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように、私からこういう形でお話しをすることになりました。この取組といえますのは、昨年に続き2回目となります。</p> <p>ご視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考としていただきたいと思いますのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。</p> <p>それでは、最低賃金の位置づけ、法令要素についてまずはお話しをし</p>

ておきたいと思います。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思います。

まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際にもとめられております。近年の配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差の是正ということでございます。

さて、次に目安について、詳しく申し上げたいと思います。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申し上げておきたいと思います。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものと理解しております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

では、次に目安のポイントについてお話しをしておきたいと思います。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話しをしてお

きたいと思います。

まず「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%となっておりまして、前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃると思われる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに、総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目「賃金」についてです。企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりました平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6~9%程度で推移をしております。また、令和6年の第1四半期は7.1%となっております。従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について資料を充実させて確認いたしました。企業規模

や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということに留意をしております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限ってみた上昇率平均5.4%を勘案する必要があるものと考えたところです。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうに考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載の通り、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円・4.6%、Bランク50円・5.2%、Cランク50円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと思います

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会では提示した資料には、地域別のもも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思います。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになっておられる方もおられると認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもでございます。従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。発効日については10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところでございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。

以上、今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

深浦会長	<p>続きまして、議題(3)の「中央最低賃金審議会の目安答申について」、事務局から説明をお願いします。</p>
山本室長	<p>それでは、目安答申について伝達いたします。</p> <p>既に、報道等から、ご承知のことと存じますが、今年度の引上げの目安額につきましては、A・B・Cランクともに50円、全国加重平均の引上げ率に換算しますと5.0%という結果で取りまとめられております。</p> <p>中央最低賃金審議会での審議の経過についてですが、本年6月25日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会会長に目安額の諮問がなされた後、目安小委員会で目安についての審議が行われております。</p> <p>第4回目安小委員会は7月23日、14時から開催され、深夜まで審議が行われていますが、結論に至らないまま、終了となっております。</p> <p>その後、7月24日、10時から第5回目安小委員会で協議が開催され、同日、小委員会報告が取りまとめられました。</p> <p>その後、翌日の7月25日15時から、中央最低賃金審議会へ目安小委員会報告が提示され、審議の上、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に対して、「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について」答申がなされました。</p> <p>皆様のお手元にお配りしております資料1ページ、資料番号1「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」をご覧ください。</p> <p>少し長くなりますが、重要な部分ですので答申の内容を読み上げます。</p> <p>令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記の通り答申する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するように政府に対し強く要望する。

5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業継承やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

7 価格転嫁対策については、新たな商習慣として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

以上、8項目となります。

続きまして、先ほど読み上げました、地方最低賃金審議会に提示する、公益委員見解(別紙1)、及び小委員会報告(別紙2)につきまして説明いたします。

資料3ページ、別紙1としまして、「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」が示されております。

まず、1としまして、「令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安」が、ランク別の一覧表に示されており、先ほど申し上げましたが、A・B・Cランクともに50円となっております。

次に2の(1)において「目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。」と述べたうえで、

ア 労働者の生計費については、

消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均3.2%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.3%から引き続き高い水準となっている。加えて、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は5.4%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.8%から引き続き高い水準となっている。

この消費者物価指数と最低賃金の引き上げ率に関しましては、中央最低賃金審議会において重視された項目になります。

イ 賃金については、

春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は連合の集計結果では、全体で5.10%、中小でも4.45%となっており、昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっている。経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大手企業で5.58%、中小企業では3.92%となり、いずれも昨年を上回る水準である。賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、2.3%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年度の結果(2.1%)を上回っている。継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率は2.8%となっており、これも

昨年の結果(2.5%)を上回った。

ウ 通常の事業の賃金支払能力については、

個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和4年度は資本金1,000万円以上で11.8%、1,000万円未満で70.7%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和5年は6~9%程度で推移、令和6年の第1四半期は、7.1%となっており、安定して改善の傾向にある。

一方で、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和6年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和5年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を全額価格転嫁できた割合は約3ポイント増加(16.9%→19.6%)、一部でも価格転嫁できた割合は約4ポイント増加(63.0%→67.2%)し、転嫁状況は一部で好転する一方、1~3割しか価格転嫁できなかった割合は約4ポイント増加(19.6%→23.4%)し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約2割となっており、二極化の兆しがある。

賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安については、

① 労働者の生計費については、消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は、昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価指数も昨年10月から今年6月までで平均5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適切と考えられる。

② 賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関

して全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりに高い水準となっていることや、中小企業については3%後半から4%台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については5%台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加え、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率が2.3%で昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっている。

③ 通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

とされ、これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価指数の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては5.0% (50円) を基準として検討することが適当であると考えられる。その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。

これらのことを考慮すれば、Aランク 50円 (4.6%)、Bランク 50円 (5.2%)、Cランク 50円 (5.6%) とすることが適当であると考えられる、とされている。

また、

オ 政府に対する要望については、

「中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。」

「いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等

	<p>の見直しに取り組むことを要望する。」 など「政府に対する要望」が多く述べられております。 カ 地方最低賃金審議会への期待等については、 今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。 (2)には、生活保護水準と最低賃金との比較結果について示されております。 次に、資料27ページ、別紙2「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」をご覧ください。 この中で、2として「労働者側見解」、3として「使用者側見解」、4として「意見の不一致」、5として「公益委員見解及びその取扱い」が示されています。 以上が、目安答申の概要でございます。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>ただ今、中央最低賃金審議会の目安答申等についての伝達がありました が、ご質問等はございませんか。</p> <p><質問等なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、具体的な金額審議につきましては、専門部会の場において、 議論を深めて参りたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>(4)「令和6 年賃金改定 状況調査結 果」等提出 資料につい て</p>	
<p>深浦会長</p>	<p>本日は、「令和6年度第2回中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」において提出されました「令和6年賃金改定状況調査結果」ほか多くの資料が提出されていますので、この資料について事務局から説明してください。</p>
<p>山本室長</p>	<p>それでは、資料の説明をいたします。 資料41ページ、資料番号4は7月10日に開催された「第2回目安に関する小委員会」におきまして厚生労働省から提出された「令和6年賃</p>

金改定状況調査結果」でございます。

この資料46ページ、「第4表①」をご覧ください。

ここに労働者の1時間当たり賃金額について、前年6月と当年6月を比較した賃金上昇率が出ています。

表の左上にある「男女計」のCランクの賃金上昇率を見ますと、令和5年の2.1%に対して令和6年は2.7%となっております。

資料53ページ、資料番号5をご覧ください。生活保護と最低賃金の比較についてです。54ページ目をご覧ください。生活保護水準と最低賃金額との関係を示したグラフで、ともに令和4年度のデータに基づくものになります。波線の三角は生活保護水準、実線でひし形のもの最低賃金額を示しています。全ての都道府県において最低賃金が生活保護水準を上回っています。

続いて55ページ目ですが、こちらは54ページの最低賃金のグラフを令和5年度のものに更新したものになります。こちらも同様に、全ての都道府県において最低賃金が生活保護水準を上回っています。

資料57ページ、資料番号6をご覧ください。

こちらは、「地域別最低賃金額、未満率及び影響率」の関係資料です。

表のCランクを見ていただきますと、一番右、令和5年度の未満率は2.1%、影響率は20.1%となっております。

58ページのグラフは、都道府県ごとの未満率、影響率が示された折れ線グラフとなっております。

59ページのグラフは、「賃金構造基本統計調査特別集計」に基づき事業所規模5人以上の民営事業所を対象にしたものとなっております、全国加重平均の未満率は2.4%、同じく全国加重平均の影響率は8.1%となっております。

資料61ページ、資料番号7は、「賃金分布に関する資料」でCランクのみを抜粋したものになります。

資料75ページ、資料番号8は、「最新の経済指標の動向」、

資料125ページ、資料番号9は、「中央最低賃金審議会委員からの追加要望資料」、

資料155ページ、資料番号10は「足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)」で、第1回目安に関する小委員会において提出された資料ですが、更新部分のみ抜粋して再提出されております。

資料165ページ、資料番号11は「主要統計資料」。同様に第1回目安に関する小委員会において提出された資料ですが、更新部分のみ抜粋して再提出されております。

資料187ページ、資料番号12は中央最低賃金審議会労側委員より提出されました資料になります。

	<p>以上資料4~12は、中央最低賃金審議会の第2回目安小委員会での資料となっております。</p> <p>資料237ページから241ページ、資料番号13から資料番号14は、中央最低賃金審議会の第3回目安小委員会での資料となっております更新部分のみの抜粋でございます。</p> <p>同じく資料245ページから257ページ、資料番号15から資料番号17についても、中央最低賃金審議会委員からの追加要望資料及び中央最低賃金審議会の第4回目安小委員会での資料となっております更新部分のみの抜粋でございます。</p> <p>同じく資料261ページから263ページ、資料番号18から資料番号19についても、中央最低賃金審議会委員からの追加要望資料及び中央最低賃金審議会の第5回目安小委員会での資料となっております更新部分のみの抜粋でございます。</p> <p>資料265ページ、資料番号20は、令和6年7月24日付け、日本銀行長崎支店の「長崎県の金融経済概況(2024年7月)」、</p> <p>資料277ページ、資料番号21は、令和6年7月1日付け、日本銀行長崎支店の「短観」、</p> <p>資料287ページ、資料番号22は、長崎県県民生活環境部統計課の「長崎県の賃金・雇用の動き(令和6年5月分)」、</p> <p>資料309ページ、資料番号23は、当局職業安定部が発表しております「長崎県の雇用失業情勢(令和6年6月)」</p> <p>資料319ページ、資料番号24は、人事院が公表しています2023年4月における全国及び九州の世帯人員数別標準生計費から作成した長崎市と全国及び主要都市とを世帯人員別に比較した標準生計費のグラフでございます。</p> <p>資料は以上でございます。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>はい。これは大変多くの資料になっておりますが、ただ今の事務局からの資料説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p><質問等なし></p>
<p>深浦会長</p> <p>(5) 参考人 意見聴取に ついて 深浦会長</p>	<p>それでは本日の資料もまた、今後の審議においてご活用ください。</p> <p>それでは次の議題に入ります。</p>

池田指導官	<p>最初の議題は、「(5) 参考人意見聴取について」でございます。意見聴取の手順について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>「参考人意見聴取」につきまして、説明させていただきます。資料の最終ページに「参考人意見聴取一覧表」がございますので、ご覧ください。</p> <p>本日は、郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部執行委員、佐田剛様、日本民主青年同盟長崎県委員会委員長、筒井涼介様、長崎県労働組合総連合事務局長、鳥巢雄樹様を参考人としてお招きしまして、長崎県最低賃金に関するご意見をいただく予定にしております。</p> <p>意見聴取にかかる所要時間は、1人20分程度を予定しております。最初の10分程度で意見を述べていただき、その後、10分程度、委員の皆様との質疑応答という形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
深浦会長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたように、時間の制約もございますので、円滑な進行について、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、最初の参考人を案内してください。佐田様、ですね。</p> <p><事務局が参考人を案内する> <参考人着席></p>
深浦会長	<p>それでは、郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部の佐田様、よろしく願いいたします。</p>
佐田参考人	<p>私は、長崎中央郵便局で時給制の非正規社員として働く佐田と申します。郵政ユニオン九州地方本部長崎中央郵便局支部で非正規問題担当の執行委員をしています。</p> <p>私達郵政ユニオンは、長崎で働く労働者の組合です。上部機関は全労連と全労協で、JP労組と同じく日本郵政グループ各社と交渉を行う組合です。本日は、長崎県の最低賃金を審議される委員の方々に、誰でも1日働けば金銭の心配をしなくても生活できるくらいに最低賃金を引き上げること、そして早期に、全国どこで働いても同一賃金同一労働の実現を働きかけていただきたいと思います、意見陳述にやってきました。</p> <p>まず、私が働く長崎中央郵便局について紹介します。長崎中央郵便局には850地域の配達エリアを受け持つ集配部と郵便部、郵便窓口があります。また、局舎には、かんぽ生命、ゆうちょ銀行の長崎店が併設されています。長崎中央郵便局で働く社員は外務と内務があります。外務は</p>

配達や集荷、内務は郵便やゆうパックの区分や差立（発送準備）、郵便窓口、総務部などです。社員数は長崎中央郵便局全体で約400名、そのうち約半数が非正規社員です。

私達の働く日本郵政グループ各社は、郵政の非正規雇用の多くを占める時給制契約社員の基本給を地域別最低賃金に連動させています。そして、毎年春闘時の賃金交渉では、時給制契約社員は毎年の最低賃金改定によって引き上げられているとして、会社は、時給アップを行わない、ゼロ回答続けています。このため最低賃金の改定は、時給で働く社員にとって大きな意味があります。

長崎県の郵政で働く時給制契約社員の基本給は、最低賃金898円にプラス20円で920円です。個人別には評価による6段階の資格給が加算されますが、資格給がないとなると、8時間雇用で月収約16万円しかありません。郵便内務などでは、8時間ではなく、7時間での雇用形態があり、その場合だと月収約14万円にしかありません。また、資格給は、最高ランクに達すると、それ以上の資格給が上がりません。最高ランクの社員でも、正社員の半分ほどの年収にしかありません。長期に雇用されている社員は最高ランクの社員が多く、最低賃金が上がらないと賃上げが続かない状況が続きます。また、その資格給は、半年に一度のスキル評価で資格給の金額が決定し、例えば、郵便物の誤配達などを発生させると、場合によっては資格給が下がることもあります。時給制契約社員に関しては、最低賃金の改定が生活に大きく影響します。

経団連が発表した2024年春季労働交渉の第一次集計によると、大手企業の定期昇給とベースアップをあわせた賃上げ率は5.58%、平均賃上げ額は19,480円となっていて、賃上げ率は1991年以来、33年ぶりの高水準で引上額は現行の集計方法に移行した1976年以来で最も高くなっています。しかし、中小企業は3.62%にとどまっています。一方、今年7月8日に厚生労働省から発表された毎月勤労統計調査の5月の速報値では、物価を反映した実質賃金は26か月連続のマイナスとなり、依然として物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状況が明らかにされました。賃上げ率は過去最高と報道されていますが、それは一部の大企業、それも、正社員だけの話で、日本の労働者の大半を占める中小企業の社員や、時給制で働く非正規労働者の賃上げが行われていません。そのため、全体の実質賃金がプラスに転じないのだと考えられます。時給制で働く非正規労働者は、全体の4割を占めると言われています。正規労働者だけが労働者ではありません。さて、昨年度の改定では、長崎県は、過去最高の45円の引き上げとなりました。22年度は32円、21年度は28円の引き上げで、3年連続過去最高の引き上げとなりました。しかし、光熱費や生活費、食料品をはじめとした物価上昇は最賃の引き上げ額を大きく

上回っています。郵政ユニオンが加盟する長崎県労連が行った最低生計費調査では、長崎県で普通に生活するためには、月額では単身男性が252,099円、単身女性では254,263円。前回の2019年の調査結果から、男性が約27,000円、女性が約25,000円上昇しています。

物価高や増税の影響などを加味すれば、必要な生活費は25万円程度になります。労働時間を1か月150時間と換算すると、時給1,700円程度の給与がなければ、安心して暮らせないということです。長崎県の最低賃金は上がったとはいえ、全国では下から4番目で898円です。中央最低賃金審議会で示された目安の50円上がったとしても948円、月に150時間働いても14万円。前述の最低生計費からは10万円も足りません。

最低賃金が毎年100円以上上がったとしても、最低賃金程度で働く多くの労働者の暮らしは楽になりません。4年連続過去最大額の引き上げはもちろんです、昨年の地方審議会の加算額6円を大きく上回る加算額13円の引き上げを求めます。なぜ私たちが13円の加算額を求めるかを説明します。

先ほども少し触れましたが、日本郵政グループは、時給制で働く社員の給与は各地方の最低賃金の10円未満の端数を切り上げて20円を加えた額を郵政グループ内で働く非正規社員の最低賃金としてこれを郵政最賃と呼んでいます。今の長崎県の最低賃金は898円なので、端数の8円を切り上げた900円に20円加算するので、長崎県内の郵便局で働く社員の郵政最賃は920円になります。今回目安どおり50円の引き上げだと、長崎県の最低賃金は948円になり、郵政最賃は970円です。しかしあと13円独自に長崎県が上乘せしたら、長崎県の最低賃金は961円になり、郵政最賃は990円になります。13円の上乗せで時給が20円上がることになります。時給20円は月150時間働いた場合、月7,500円ですが、長崎県が13円上乘せしたら郵政最賃は20円上がるので、目安の50円と合わせて70円上がることになります。70円は、月に10,500円です。月に一万円以上給与が上がることになります。月に10,500円上がれば、今の生活は少し改善されます。これは、すごくインパクトがあることだと思います。ぜひともあと13円以上の上乗せを求めます。

私たち郵政ユニオンは、非正規社員の給与を少しでも改善しようと運動を続けています。今季の春闘においても非正規雇用の賃金引き上げを郵政グループ各社に繰り返し要求しましたが、昨年の最賃改定で時給は引き上げられているとして、非正規雇用の賃上げを拒否されました。春闘では正社員の給与だけが上がり、非正規雇用の給与は上がりません。この最低賃金のままでは、生活も苦しくなるだけです。

さらに追い打ちをかけるように、物価は一昨年より去年が、去年より今年が、と、毎年のように上がっています。それも政府が言うような2%

なんて、なまやさしいものではありません。毎日の食料品や電気、ガスなどの光熱費は、10%は上がっているでしょう。私は1人暮らしで、基本自炊です。食材や惣菜の買い出しに行きますが、本当に値上がりが激しく、泣けそうになりそうなこともしばしばです。一円でも安いところを探し、スーパーを回りますが、安い物が手に入らなかった時の喪失感はこたえます。ですから休みの日は1日1食にしたり、暑い夏の日でも冬の寒い日でもエアコンをなるべくつけないなどの生活を強いられます。

先に述べた最低生計費調査で明らかになった、月25万円、時給にして1,700円、この時給があれば、安い物を探してスーパーを回らなくても、電気代のことを考えずにエアコンが使えるでしょう。日本国憲法第25条でうたわれる、文化的な最低限度の生活を営むためにも、長崎県における最低賃金の大幅引き上げに役立ててください。

2023年度の地域別最低賃金の地域間格差は220円です。総務省が公表した2023年度の日本人の人口移動報告では、長崎市は転出者数が転入者数を上回る転出超過が2,348人で、全国の市町村別ではワースト3位になっています。前年より64人も増えており、20代前半の働き盛りの若者が1番多いそうです。なぜこんなに若い人が長崎から転出するのでしょうか。最低賃金も大きく関係していると思います。最低賃金を見ても、長崎のランキングは47都道府県の中で37位と、下から数えた方が早いぐらいです。

賃金は安く、家賃や水道代は高い。近くの県に引っ越せば、今より家賃も安ければ、利便性も良く、時給もいい。これでは若い人が転出したくなるのも分かると思います。

また、最低賃金に近い時給で働いている割合もここ10年ほどで約2倍となっており、生活が不安定な非正規雇用もそれだけ増えています。この都市と地方間の格差は賃金だけではなく、人口問題や環境問題にもあります。

昨年、目安額を上回る改定が多くの方でありますが、地方での危機感の表れ、格差拡大では地域がもたないという悲鳴です。

私達の郵便局では全国で同じ仕事内容ですが、1つ橋を渡れば、電車で1つ先の駅に行けば、基本給が違うことが現実にあります。そのため、低い時給の郵便局には、募集しても人が来ない、と人手不足に拍車をかけています。全労連が全国27都道府県で取り組んできた最低生計費試算調査によると、必要な生活費は時間額で1,500円以上、直近の調査では1,700円以上との結果が出ています。

長崎でも同様の調査結果が出ていて、全国どこでも最低生計費に大きな差はないと考えます。最低生活費と最低賃金の地域比較では、東京を100指数とすると、沖縄では最低生活費97.4指数、最低賃金80.5指数と

	<p>なり、全く最低生活費に見合わない最低賃金と言わざるを得ません。早急に物価高に見合った賃上げをするには、全国どこで働いても最低賃金を一律に引き上げる必要があります。</p> <p>長崎地方最低賃金審議会は、地域間格差をなくすべく、今年の審議において最低賃金格差の大幅な縮小を求めます。以上です。</p>
深浦会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員のみなさま、ただいまのご意見に関しまして、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
岩永委員	<p>労働者代表委員の岩永です。</p> <p>1点だけ教えてください。私も郵政の職場を離れてからだいぶ経つものですから、だいぶ忘れておりました。</p> <p>郵政最賃は、先ほどおっしゃった、920円で仕事をされてる方っていうのはどのくらいいらっしゃるんですか。県内で構いませんが、教えていただければと思います。分かる範囲で構いません。</p>
佐田参考人	<p>正社員と非正規の割合が半々なので、全体の人数の半数かと思います。</p>
岩永委員	<p>6段階のうち、いわゆる1番最低のCなし（スキル評価の最低ランク）で働いている方っていうのは、今はどれくらいいらっしゃいますか。</p>
佐田参考人	<p>その時の状況とかによっても違うので、はっきりとは今答えられないと思います。採用されても、辞めていく方も結構おられるので、採用人数などをお示しするのは難しいです。私は外務なんですが、今の時期、暑いじゃないですか。だから来て1日目で辞めたりとか、入れ替わりがすごく激しいところなので、一概に今何人かっていうのは分からないですね。</p>
岩永委員	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
深浦会長	<p>使側委員の方は、何かありますか。公益委員の方もよろしいですか。特にないようですね。</p> <p>参考人の方には細かく説明していただきましたので、良く理解できたかと思います。</p> <p>それでは、質疑はほかにないようですので、佐田様からの意見聴取につきましては、これで終了させていただきます。</p> <p>佐田様、お忙しい中、誠にありがとうございました。</p>

<p>深浦会長</p>	<p><佐田参考人退席></p> <p>次の意見聴取の筒井様、よろしくお願ひします。</p> <p><事務局が筒井参考人を案内></p> <p><筒井参考人着席></p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、日本民主青年同盟長崎県委員会筒井様、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>筒井参考人</p>	<p>ご紹介いただきありがとうございます。全国的な青年組織の日本民主青年同盟という団体から参りました筒井と申します。私は長崎県の代表をしております。</p> <p>私達の団体では、全国の学生ですとか15歳から30歳までの高校生から働いている社会人の人までがメンバーになって、最低賃金を引き上げて欲しいですとか、学生もいるので、学費の値下げの活動とかそういう幅広い活動を行っています。</p> <p>そういった活動の中で、たくさん若い世代の声を聞いてきました。その声を例えばインターネットで調査を行ってその中で声を聞いたりですとか、街頭に立って直接若い人から直接話を聞いたりとかそういった活動を行って来てる中で、やっぱり最低賃金の問題への関心が強いということを実感しています。</p> <p>まずインターネットの調査では、今年5月から新しい生活実態を調べる調査を現在進行形で行っているんですけども、その項目の中で、長崎の最低賃金、今は898円ですけども、その状況についてどう思うかっていうふうなことを調査したところ、現在集まっている回答数はちょっと少ないんですが、36名中35名が長崎県の最低賃金は低いと回答していました。</p> <p>また、街頭での意識調査などでは、昨年審議会が行われてたと思うんですけど、昨年から数えて最低でも100人ほどの若者と対話をしてきたんですが、そのうち100人のうちの3分の2くらいは最低賃金に問題に関心を寄せていて、詳しく聞いてみると、長崎県の最低賃金は低い、と。</p> <p>他県に比べると家賃ですとか物価も高いし、そういう中で生活を維持していくのは大変っていう声が実際に何人かも寄せられました。こういった形で長崎の若者達は生活の中で苦労しています。そういった中で長崎の最低賃金、全国的に見ても低い状況で、このままでは暮らしてい</p>

けないという声をたくさん聞いてきました。

次からはちょっと具体的なそれぞれの分野のところで聞いてきた声をご紹介しますと思います。

まず、大学生ですとか専門学校の学生世代ですね。私達の活動の一貫で学生向けに無料で食料などを配布して生活を助けるという活動を行っているんですけども、そこに毎回平均して30人くらいの学生さんが参加してくれます。参加してくれる学生の多くから、物価上昇で節約しながら生活をしていると。特に学費の負担も多いので、自分の両親の稼ぎだけでは学費は賄えないから奨学金を借りたりとかアルバイトをしながらでないと大学に通えないと、そういう声が多く寄せられます。

その中で、やっぱり長崎のアルバイトは時給が低すぎて、どうしても生活をしていくためにはアルバイトをしなければならないけれど、時給が低いとなると、どうしても他の稼いだ分、どこかで切り詰めなくてはいけないんです、っていうことを学生の方が言うておりました。

次に、学校を卒業して働き出している労働者の世代においては、卒業はしても正社員につけずに働いている方々が最低賃金が低いという状況で、どうしても、ある程度の生活を維持していくためにダブルワークをやっている人も多いと思います。そういった、正社員になれなくてダブルワークしながらお金を稼がないといけないということで、一定の最低賃金がないからどうしてもそういう1つの会社だけではやっていけないから、そういった形でダブルワークをして、どうにか稼ぎをみつけているという青年の話もありました。

また、正社員であっても、実際に長崎で生活していく中で費用と給与が見合っていないと、そういった中でどうしても生活を切り詰めなくてはならないという状況が、聞いてきた声にありました。

やはり、そういった結果、長崎県内で働くっていうところに希望が持たずに、他の県に移って、他県のほうが最低賃金が高いから、もうそっちでやっていくしかないってことで、他県に出て行ってしまいう人も多いのだと思います。

実際に私の友人知人も複数名、県外に出て行ってしまった人もいますし、実際に調査とかで見えてきた、回答された声ですとか、街頭で喋った青年からも同様の意見が寄せられました。

続きまして、子育て世代のところですね。実際に寄せられた声の中で、4人のお子さんを育てている29歳の人からは、従事している警備会社で昼・夜ずっと働き続けて、心身ともに疲弊しながらお金を稼いでいるという話を聞きました。ただ、そうしないと、子供4人を育てる費用が賄えないと、そういったことがあるから、どうしても昼・夜ずっと働き続けられないといけないけど、それでは体も待たないし、どうにかこういう状

況を何とかして欲しいという強い思いが寄せられました。

また、別の子育て世代からは、お金がかかるからどうしても働きたいけど、子育てに合った求人が少なくて、求人があったとしても、そういったところで時給が低いから、生活していくのが大変ということで、やはり県全体で最低賃金が上がることで子育て世代も助かるんじゃないか、という意見を言っている人もいました。

これまでは働いている人達からの意見を紹介しましたがけれども、一方で、働いている方だけではなくて、経営されている側もとても大変だと思います。中小企業も、物価上昇でギリギリの経営状況の中、経営をされているという方もいらっしゃると思います。

また、若者世代で言えば、やっぱりこう、起業をして、自分の力でやりたい事業とかの経営をしていくっていう方も何人か長崎県内でもいると思うんですが、そういった方々を長崎県でもスタートアップを支援するっていう形で支援をされてたりとか、そういったことも行われていますけども、そういったところの中で、若手の起業家の方とかも、人を雇う時とかに最低賃金引き上げが求められているけども、企業側のそういった経営状況を考えるとなかなか最低賃金の引き上げに見合う給料をあげるっていうのはなかなかしんどいですっていうふうな声があったりですとか、あとは、価格転嫁をしやすくして欲しいっていう風な意見も若手の起業家の方からも話を聞きました。

やはりそういった、企業経営される側からも、賃金を引き上げる環境整備というのでも求められていると思いますので、今日は資料にもいくつか紹介されていましたがけれども、価格転嫁の推進ですとか、様々な補助金とか、そういった対策を多くしていきながら、最低賃金が引き上げられる環境を作っていくことも大切だと思います。

これまで若者の世代からの声を紹介しましたがけれども、まあやっぱり、どれほどの声からも共通して言えるのは、長崎で暮らしていきたいけども、今の最低賃金の状況ですとか、経済的な問題で長崎県で暮らしていくっていうのは正直しんどいし、どうしても長崎県を離れて他の県で暮らしていく方が生活が安定するっていうことで移ってしまう人がいたりとか、そもそも長崎県で暮らしていくっていうところに絶望をしている若い世代が多いなというふうに思います。それがやはり著しい人口流出を生んでいる要因の一因ではないかなと思います。

長崎で暮らす若者達が夢と希望を持って働いたり、会社を経営したりして、長崎をより良く発展されることが将来の豊かな長崎県を作っていく上での必要不可欠なことだと思います。そのためにも産学官や市民を含めた全体で最低賃金引き上げを実現していく必要が改めて思います。審議会委員のみなさまにおかれましても、それぞれの専門分野の視点で

	最低賃金の引き上げを議論されていると思いますけども、県内の若者から寄せられた声を受け止めていただき、長崎の若者が夢と希望を持っていけるような最低賃金の引き上げの実現を進めて欲しいと願っております。その強い思いを申しあげて、私からの意見陳述としたいと思います。ありがとうございました。
深浦会長	はい。ありがとうございました。それでは委員のみなさま、いかがでしょうか。三浦委員、どうぞ。
三浦委員	はい。意見書を見ますと、目指すべきところは1,500円なのかなと思うんですけども、今回引き上げた目安額が50円っていうふうにおっしゃっていましたが、それに対しての所属されてる方の意見や感想などがありましたら教えてくださいと考えるとします。
筒井参考人	はい。ありがとうございます。この50円の引き上げの答申のところですけども、過去の実績からも見て、大幅な引き上げっていうのは喜ばれている声があります。ただ一方で、やはり50円上がったとしても実際の実感としてはまだまだ足りないから、引き続き1,500円っていうところを目指して引き上げを早く実現して欲しいっていう声も併せてありました。
三浦委員	はい。ありがとうございました。
深浦会長	ほか、いかがですか。はい。それでは他にないようですので、筒井様からの意見につきましては、これで終了とさせていただきます。筒井様、お忙しい中ありがとうございました。
	<筒井参考人退席>
深浦会長	はい。それでは、最後になりますけれども、事務局は次の参考人のご案内をお願いします。
	<事務局が参考人を案内> <鳥巢参考人着席>
深浦会長	それでは、長崎県労働組合総連合事務局長の鳥巢様、よろしくお願いたします。

鳥巢参考人	<p>はい。ご紹介いただきました、長崎県労働組合総連合事務局の鳥巢と申します。本日は、意見陳述の場を設けていただきまして、ありがとうございます。</p> <p>長崎県最低賃金の改正に向けてご審議をいただくにあたり、提出しております意見書、資料集で見ますと325ページになるかと思いますが、その項目のうち1番目と2番目の項目を補足する形でですね、長崎県労連としては意見を述べさせていただきたいと思います。</p> <p>まず1番目の項目に関してなんですが、健康で文化的な最低限度の生活が営める最低賃金とするために大幅な引き上げとすることを求めたいと思います。先ほどからも出ておりますが、憲法25条です。全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があるということを憲法で規定しております。しかし、非正規労働者が増え続け、また、急激な物価高の中で実質賃金が長期にわたり下り続けているという現状にあっては、最低賃金の審議にあたりその憲法の規定を改めて確認しておく必要があるのかなというふうに考えます。</p> <p>そこで私、この場で何回か意見陳述させていただいていますが、以前お話をした内容をもう一度紹介したい部分がありますので、お話したいと思います。</p> <p>この、健康で文化的な最低限度の生活というこの文を分解しますと、健康な生活、文化的な生活、最低限度の生活という3つの視点が盛り込まれているかなというふうに思います。</p> <p>このうち、健康な生活、文化的な生活につきまして、インドの経済学者でアマルティア・センという方がいらっしゃいますが、その方の著書「不平等の再検討」の中でこういうことが書いてあります。人が生活するのに最初に必要な機能、すなわち生活の質について、適切な栄養を得ているか、健康状態にあるか、避けられる病気にかかっていないか、早死にしていないか、雨露をしのぐことができているか、などといった基本的なものから、読み書きができるか、移動することができるか、自尊心を保っていられるか、社会生活に参加しているか、幸福であるか、などの複雑なものまで多岐に渡るというふうに述べられています。</p> <p>適切な栄養、健康、雨露をしのぐなどは、基本的な健康生命が維持できる絶対的貧困に陥らないことでありまして、読み書き、移動、社会的な生活への参加、幸福などは、社会文化的な生活の質を確保する、社会変化に応じた相対的貧困に陥らないことに該当します。また、最低限の生活については、最低ではなく最低限ですので、ミニマム（最低限度）ということですね。つまり、どん底の水準を求めるのではなく、人間らしく暮らせる、つまり普通の暮らしの中で許容される最低水準を求めているという視点が重要であるというふうに思います。</p>
-------	---

では、健康で文化的な最低限度の生活を営むために生活費は一体いくら必要なのか、につきまして、先ほどちょっと紹介していただきましたが、2019年に最低生計費試算調査というのを私どもで行いました。そのアップデート版を作成しましたので、お配りしている資料に基づいて説明したいと思います。

今回は、2019年に使用しました、長崎県で労働者が普通に暮らすために必要な費用というのを多目的データに基づいて明らかにしたという最低生計費試算調査につきまして、その分の物価が高騰とか、コロナ禍を経たライフスタイルを変化に対応するためにアップデート作業というのを行いました。前回は、長崎県労連に加入しております各組合の労働者を対象に、生活のパターンを調べる生活実態調査、それと、持ち物をどれくらい所有しているか調べる持ち物財調査というのを実施しまして、その結果を精査し、生活に必要な費用を1つ1つ丁寧に積み上げるというマーケットバスケット方式によりまして、人間らしく暮らすために最低限必要な費用というものを算出しました。この時は全体で1478名分のデータを回収して、そのうち10代から30代の実際一人暮らしをされている141人のデータを分析したというものでありました。今回はこの2019年141人分データの分析結果に対しまして、2019年から今年5月にかけての物価変動を総務省統計局公表の消費者物価指数を用いて分析をして、係数を各品目に乗じて算定を行いました。併せて、ライフスタイルの変化の部分につきましては、若年単身者を対象としてアンケートを再度行いまして、例えばサブスクリプション費用の増加とか、結婚式費用の減少とか、そういう積み上げ項目なんですね。一部変更も行っていきます。結論から先にお話しますと、2019年時点は先ほど申し上げた部分もですが、男性の場合月額224,792円、女性は月額229,362円、税・社会保険料込みになっています。これが必要となっていたものが今回8.9%上昇しまして、男性で月額252,099円、女性で月額254,263円という結果になっています。

その内容なんですけども、資料329ページ以降に記載をしておりますが、まず家賃については、長崎市の25平米の1Kのマンションに住むという設定で、前回39,000円だったんですが、7.7%増の42,000円になっております。そして通勤は路面電車を利用ということにしておりますので、3ヶ月定期を月換算にしたところ、前回は4,800円だったんですが、運賃値上げに伴いまして5,180円に上がっております。

1か月の食費ですね。これが結構増えてまして、前回は男性が約4万、女性約32,000円だったんですが、23.7%増えまして、男性が約49,000円、女性が約40,000円という結果になっております。ちなみに、男女とも昼食はコンビニで弁当を買うという前提にしているんですが、これが、2019

年は450円としていたのが、やはりそれでは足りないということで550円にしました。

そして飲み会に行くということもたまにはあるわけですが、その費用も、2019年当時は3,000円で良かったのが、今は4,000円は出さないと飲めないだろうということで、それぞれ引き上げをしております。

今回、定額制コンテンツ、サブスクリプションですが、これを新たに項目として追加をしております。コロナ禍以降、映像とか音楽などコンテンツの配信サービスを多くの若者が利用しているということでありますので、月額2,500円を計上しております。

そして書籍品についてもデジタル版を見るということもありますので、紙も電子も込みで月額500円を計上しております。

一方で、コロナ禍以降、結婚式の参加が減少しているということを考慮しまして、この分は冠婚葬祭費を減額しております。あと、通信費についても携帯電話の月額料金がかなり安くなっているということもあって、通信費を減額しております。以上です。

そういう結果から得られた月額約25万円、男女ともにですが、それを賃金収入で得ようとするすると、資料332ページのとおり、月173.8時間労働の場合は時給換算で男性が1,451円、女性が1,463円です。しかし、これは盆も正月もなく働くという設定ですので、ワークライフバランスに考慮した労働時間、月150時間というように換算してみますと、男性の場合1,681円、女性が1,695円となりました。長崎県でも、最低賃金は少なくとも時給1,500円、現実的には1,700円くらいはないと普通に暮らすことはできないという結論に至ったというところでもあります。現在の長崎の最低賃金時間額898円には到底これに届かないというところでもあります。先ほどですね、目安額50円ということで伝達がありましたけれども、私達の試算結果から見ますと、50円という数字はゼロが1つ足りないというか、私達の中で言っているんですが、そういう数字だということになります。以上が最低生計費試算調査のアップデート版の概要になります。

次に、意見書の項目2番目、地域間格差の是正についてですが、今言いました目安額につきましては、全ランクとも同額ということになっていますが、目安額どおりの引き上げだと、地域間の最低賃金の差額が現在と変わらないということになってしまうかなというふうに思います。大都市と長崎との賃金格差を縮めて、長崎から都会への人口流出にブレーキをかけるという意味からも、今年の最低賃金審議会は目安額をどれだけ積み上げることができるか、ということが今までになく注目されていると思います。私達長崎県労連も、重大な関心を持って見守りたいというふうに思っております。今回は資料を添付していないんですが、

	<p>先ほどの最低生計費試算調査は、全労連さんから各地方組織で取り組んでおりました、地域でですね、差はあまりないという結果が出ております。</p> <p>2010何年代から取り組んでおりますけれども、早く取り組んだところは私達みたいにアップデート作業をやっておりました、アップデート作業をやったところ、そして2010年代以降に取り組んだところは、共通して、月150時間労働とした場合は時給1,700円程度が必要と、どこの県でも出ている結論になっておりますので、長崎としてそれが実際のところどうだろうという思いが今回のアップデート作業のきっかけでありましたが、同じような結果が出たということになっております。自分達で行った、こういう調査結果から、全国一律最低賃金制度が必要であるということに益々確信を得ているわけですが、法改正が必要な話ですので、その件については全労連と一緒に政府や国会に対して法改正を求めるぞということを強めているところであります。</p> <p>しかし、先ほどから出ております長崎から都会への人口流出が止まらないという今の状況にありましては、法改正を待たずに最低賃金の地域間格差を早急に縮めていく必要があるというふうに考えます。年額で40万円以上にもなる最低賃金の地域間格差を縮めて人口流出を止めさせるという強いメッセージになるような思い切った引き上げを行っていただきますように、委員のみなさまにはぜひお願いしたいと思います。</p> <p>以上で、私の意見陳述を終わりたいと思います。ありがとうございました。</p>
深浦会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、各委員から質問をさせていただきます。委員の皆様方、陳述いただきました内容につきまして、何か質問等はございませんか。</p> <p>使側いかがですか。ありませんか。労側いかがですか。</p>
種村委員	<p>労側委員の種村です。あまり深い意味はございませんが、意見書のほうには「専門部会を含めた全ての審議を公開してください」ということが記載されていますが、先ほどの意見陳述でその話がなかったので、お伺いしますが、去年は公開をした、ということでもあります。一部ということにはなりますが。</p> <p>その結果、何か、心象があれば、お聞きしたいなと思います。</p>
鳥巢参考人	<p>はい。あのですね。まあ、そうですね。</p> <p>昨年から一部公開していただいたということで、一歩、中のほうに入って見させていただけるようになってとても良かったと思うんですが、三</p>

	<p>者同席の場ということで、どうしても、去年、私の個人的な感想にもなるんですが、一番聞きたいなというところは二者のところでお話しますからということでおっしゃってですね、結局どういう流れか分からないなと思っているところで二者協議に入って、私達は控室でずっと長時間待つという流れがあったので、もうちょっとですね、こう、もう一步深いところまで話が聞けると流れが見えてくるのかなと、ちょっと印象を持ちました。というところになります。</p>
種村委員	<p>私は労側委員なので、基本的には労働者の意を汲んで審議をさせていただいておりますし、二者のところというのはある意味、使用者と公益のところの話はそういう意味では全てをこちらも知っているわけではありませんので、なかなか公開するのは難しいと思いますので、そういうことをご理解いただければと思います。</p>
深浦会長	<p>その他、いかがですか。</p>
岡田委員	<p>公益委員の岡田と言います。</p> <p>2点お尋ねします。参考人の方がおっしゃっていることは分かります。人口流出に対して、最低賃金の引上げが必要だろうということは、まさしくそのとおりだなと思うんですけども、先ほどの話では、経営者の方に対して経営も大変だろうということから、いろいろと支援が必要だろうという意見がありました。そういったことについて何をお考えなのかというのが一つです。そこについて多々あげるっていうのは、かなり厳しい状況なので、そこをどうお考えなのか教えていただきたいのが一つです。</p> <p>それから、いわゆる年収の壁がありますけれども、130万円の壁とかです。そこについてどういうふうにお考えなのか。その2点を教えてください。</p>
鳥巢参考人	<p>経営者支援のところについては、今回私どもの意見陳述は最低生計費試算調査結果に重点を置いたので、全く言わなかったんですが、私どもとしても、中小企業支援はセットだと思っていますので、変な言い方かもしれませんが異次元の支援を行うべきだと思っています。当然それはセットでやらないと、賃金を払うということはとても大変なことだと思いますので、別の場で、例えば春闘の時期などに労働局との懇談とかもやってる中で、もっと、今の状況じゃ足りない、もっと何か支援をやるべきだということは毎回申し上げているところです。</p> <p>また、年収の壁問題なんですけど、私も勉強中であるんですけど、全労</p>

<p>深浦会長</p>	<p>連とかの学習会などで言われているのは、扶養から外れてきちんともらうものはもらい払うものは払って、充実した社会保障を受けられるように、そのためにも賃上げをしっかりと勝ちとって行って、年収の壁を越えていこうといいますが、そういった議論がされているのを聞いたことがあります。私は詳しくないんですが、以上です。</p> <p>それでは、他に質疑は無いようですので、鳥巣様からの意見聴取につきましては、これで終了させていただきます。</p> <p>鳥巣様、どうもありがとうございました。</p> <p><鳥巣参考人退席></p>
<p>深浦会長</p>	<p>本日実施しました参考人意見聴取につきましては、今後の審議に当たっての参考にしていただきますようお願いいたします。</p> <p>それから、今回3つの団体様以外からも、要望書を受理しておりますので、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>それでは、郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部、日本民主青年同盟長崎県委員会、長崎県労働組合総連合以外から提出された要望書等につきまして紹介いたします。</p> <p>長崎県知事から提出された「本県の最低賃金について」という文書を配布しております。これについては、最低賃金法第25条における意見書ではございませんがご紹介させていただきます。資料333ページ、資料番号28をご覧ください。</p> <p>内容としましては、本県は中小企業の割合が高く、賃金水準が全国下位にあることから、しっかりと人材を確保していくため、また、物価上昇等、生活を守る観点からも賃金引上げが重要であると考えております。令和5年度の本県の最低賃金は、前年度から45円引き上げられ898円となっております。引き上げ額は全国5位の高い水準ですが、改定後の最低賃金額は依然として全国平均と106円の格差がございます。本県での賃金水準の現状や地域経済活性化に向けた本県の取組等をご勘案いただき、最低賃金の改正に向け、十分なお議論をお願いする。</p> <p>というものであります。</p> <p>以上になります。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>ただ今、事務局から資料についての説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p>

深浦会長	<p>[Redacted]</p>
深浦会長	<p>[Redacted]</p>
岩永委員	<p>[Redacted]</p>

	<p>[Redacted]</p>
深浦会長	<p>[Redacted]</p>
伊東委員	<p>[Redacted]</p>
深浦会長	<p>ありがとうございました。以上のような結果でした。 それでは本日予定しておりました議題は終了いたしましたので、これ をもちまして、本日の審議会は閉会といたします。お疲れ様でした。 引き続き、専門部会を開催しますので、専門部会委員の方はこの会議 室にお残りください。</p>

